

弁護士任官Q & A

—常 勤—

(2017年9月)

JFBA 日本弁護士連合会

Q 1 どうして弁護士から裁判官になることが必要なのですか？

わが国の裁判所法においては、判事補や弁護士、検察官などの法律職に通算して10年以上在職した者から判事を任命すると規定されていますが(第42条第1項)、現実には、判事補以外の法曹からの判事任命数は極めて限られていました。

日弁連は、より国民が信頼できる裁判所にするためには、社会の実相について豊富な知識・経験をもつ裁判官を増やす必要があります、そのためには英米のように弁護士の中から判事を任命するという「法曹一元」の制度を導入することが必要であると考え、そのプロセスとして「弁護士任官」を推進してきました。

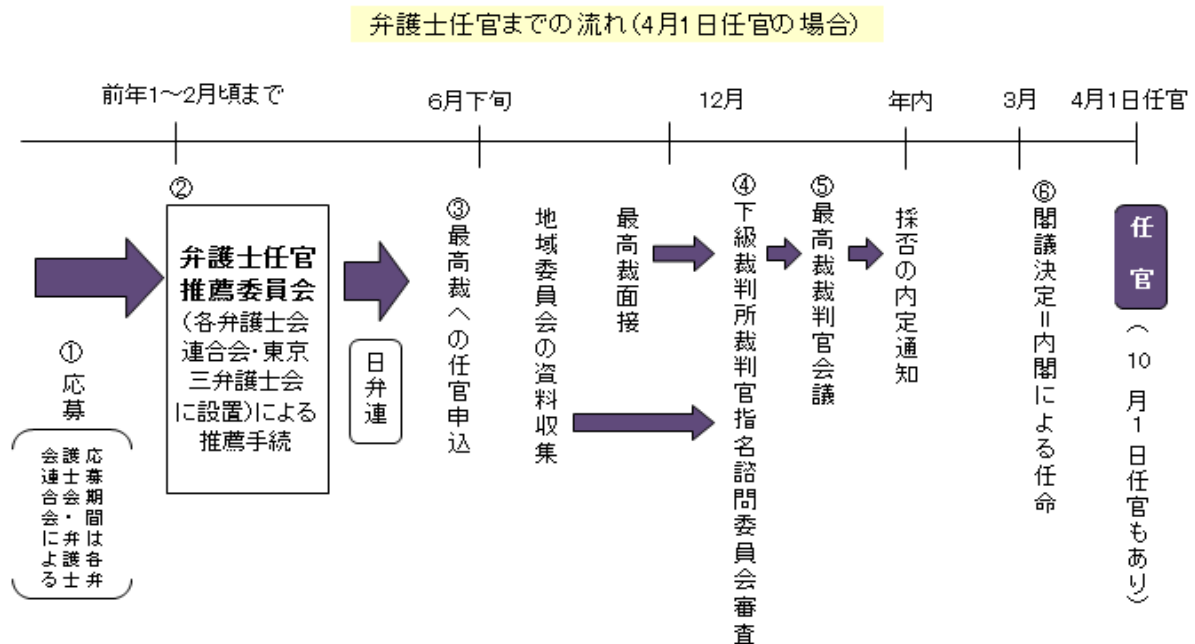
司法制度改革審議会は最終意見書(2001年6月)において、裁判官制度改革のためには「判事となる者一人ひとりが、それぞれ法律家として多様で豊かな知識、経験を備えること」が重要であるとし、「判事の給源の多様化、多元化」のための方策として、「弁護士任官の推進」等を提言しました。

これを受け、日弁連と最高裁は「弁護士任官等に関する協議の取りまとめ」(同年12月)を行い、新しい「弁護士任官」の制度がスタートしました。多くの志ある弁護士の任官が望まれます。

Q 2 応募から任官するまでのおおよその流れは、どのようなものですか？

1 4月1日任官が原則ですが、10月1日任官も当面可能です。

以下、翌年4月1日に任官を希望する場合の手の大まかな流れを説明します。



2 流れ図の説明

(1) 任官希望者は、所属の単位弁護士会に任官を希望する旨申し出ます。

これを受けて、単位弁護士会は任官希望者に対し、各弁護士会連合会が設置している「弁護士任官推薦委員会」（なお、東京三会には関弁連とは別に推薦委員会があります。以下「推薦委員会」といいます。）等に提出する応募書式をお渡しし、任官希望者は応募書類を関連資料とともに提出します。

4月1日付けでの任官を希望する場合は、その前年の1～2月頃までに申し出る必要があります（各弁護士会・弁護士会連合会により異なります。）。

(2) 任官希望者からの応募を受けて推薦委員会が開かれ、面接を含めた審査が行われます。この審査には概ね2か月から3か月ほどかかります。

推薦委員会において推薦を可とする議決を受けたら、任官希望者は所属の単位弁護士会を通じて、6月下旬頃までに、最高裁に対する「裁判官採用選考申込書」を提出します。これは日弁連を経て最高裁に提出されます（添付資料1。同書式は、弁護士任官資料集2015年版添付のCD-ROMにも格納していますので御参考にしてください。CD-ROMに格納されていない弁護士会については、直接、所属会にお問い合わせください。）。

(3) 最高裁判所は、下級裁判所裁判官指名諮問委員会（以下「指名諮問委員会」といいます。Q5参照）に対し、任官希望者を裁判官として指名することの適否について諮問をします。指名諮問委員会は、地域委員会（Q5参照）に、情報収集を依頼します。その後、最高裁での面接（通常、11月に実施されます。）を経て、12月頃指名諮問委員会における審議が行われます。

指名諮問委員会における審議結果の答申を受けて、「最高裁判所裁判官会議」において、裁判官に任命されるべき者として指名することが内定されると、任官希望者に対して採用内定が通知されます。この通知は、通常年内に行われます。

(4) 翌年3月の閣議決定を経て、内閣により判事（補）に任命され、4月1日より晴れて裁判官として執務を開始することとなります。

ただし、やむを得ない事情があれば、任官時期について考慮されることもあります。

Q3 応募はどのようにすれば良いのですか？

1 まずは、各弁護士会連合会・東京三会の弁護士任官担当事務局までご連絡ください。推薦委員会が定める応募書類一式をお渡しします。

2 お渡しする書類は、各推薦委員会によって若干異なりますが、概ね次のとおりです。

(1) 裁判官採用選考申込書

- (2) 推薦委員会の調査・評価を受けることの承諾書
- (3) 裁判官応募者のための調査質問票（「自己評価票」と呼んでいます。）
- (4) 過去3年分の事件リスト記載用紙

Q4 各地の推薦委員会で行われる推薦手続はどのようなものですか？

各弁護士会連合会・東京三会では、弁護士委員と市民委員とで構成される推薦委員会を設置しています。応募があれば随時、推薦委員会が開かれ、任官希望者の方の裁判官としての適格性につき、調査と審査を行い、推薦を可とするかどうかを審議します。調査は、任官希望者ご自身の自己評価票、任官希望者をよく知る人に記入してもらった第三者評価票、さらには市民委員を含めた推薦委員会での面接等によって行います。

推薦委員会で推薦を可とする議決がなされた後は、裁判官採用選考申込書を各弁護士会連合会・東京三会及び日弁連を通して最高裁判所に提出することになります。なお、この選考申込書には、推薦委員会が集めた資料も添付されます。

Q5 『指名諮問委員会』，『地域委員会』とは何ですか？

- 1 「指名諮問委員会」は、裁判官の指名過程を透明にして国民の意見を反映させるために、最高裁の諮問機関として設置されたもので、11名の委員からなり、その過半数を法曹三者以外の学識経験者が占めています。判事（補）の新任・再任などにつき指名の適否が審議されます。
- 2 「地域委員会」とは、「指名諮問委員会」の下部組織として、全国8か所の高裁所在地に設置されており、判事への新・再任候補者や弁護士任官希望者に関する情報を収集して「指名諮問委員会」に報告することを主な目的とし、法曹三者及び学識経験者から構成される機関です。
- 3 弁護士任官希望者も、職業裁判官と同様、これらの委員会での情報収集や審議を経ることになります。なお、検察官に任官する場合にはこのような制度はありません。

Q6 弁護士から裁判官に任官するに当たって、特に必要な知識・経験といったものがありますか？

何よりも、弁護士として培った知識や経験を活かしていただくことが大事です。

ただ、裁判官は合議体の一員となる場合があり、日常的にも裁判所書記官・事務官と協働して仕事を遂行する必要があるため、通常 of 社会生活において要求さ

れる程度の協調性は必要とされており、また、当然のことながら、判決書等の裁判書類の作成を日常業務として処理する能力も求められます。

なお、日弁連の定める任官推薦基準・選考要領等の概要は次のとおりです（詳しくは日弁連の会員専用ホームページで「弁護士任官資料集」を検索してください。）。

1 形式的基準

- (1) 弁護士経験 10 年以上の判事任官が望ましいが、当面は弁護士経験 3 年以上の判事補任官も可とする。
- (2) 年齢 55 歳位までの者を基本とする。
- (3) 懲戒処分を受けたことがないこと。

2 実質的基準

- (1) 法律家としての能力，識見（事実認定能力，事件処理に必要な理論上及び実務上の専門的知識能力，幅広い教養に支えられた視野の広さなど）。
- (2) 人物・性格面（廉直さ，公正さ，寛容さ，決断力，協調性，基本的人権と正義を尊重する心情など）。

なお、推薦に当たっては、任官希望者の信条や宗教等については考慮しないこととされています。

Q 7 私は弁護士経験 10 年未満ですが、裁判官任官に応募するに際し、何か注意すべきことはありますか？

弁護士経験 10 年未満の方については、裁判官としての適格性の審査において、司法研修所での成績が占める比重が大きくなります。そして、法曹としての経験年数が少ないほど、この成績が重要性を増します。このため、あらかじめ司法研修所での成績の開示を受けてから（Q 8 を参照のこと）、必要に応じて各弁護士会の弁護士任官担当理事者や担当委員会にご相談ください。

Q 8 司法研修所の成績開示を求めるには、どのようにしたらよいでしょうか？

司法研修所の成績開示を求めるには、主に次の 2 種類の方法があります。

特に、2 の方法は、司法修習を終了した者なら誰でも請求できますので、まずは請求してみてもいいでしょうか。

申出書の書式は、弁護士任官資料集 2015 年版添付の CD-ROM に格納されています。また、日弁連の会員専用ホームページにある「届出・手続」→「司法研修所の成績開示の申出について」からダウンロードして入手することも可能です。

1 任官希望者を対象とする成績開示

弁護士任官希望者（考慮中を含む）のうち、弁護士登録3年以上10年未満の者に対し、司法修習後期の5科目の各平常点成績と司法修習生考試（二回試験）の成績が開示されます。

最高裁判所事務総局人事局に対し、任官希望者であることを告げて、「司法研修所における成績の開示申出書」（添付資料2）を提出します。成績開示の方法は、実際に最高裁人事局へ出向いて閲覧することになりますが、遠方の場合は、所属単位弁護士会を管轄する高等裁判所の事務局長室で閲覧することもできます（詳しくは最高裁人事局の担当者にお問合せください。）。

2 一般的開示

修習成績や二回試験の成績の開示を希望する者は、弁護士任官の希望の有無を問わず、司法研修所事務局総務課に対し「成績通知申出書」（添付資料3）及び必要書類を提出すれば、おおよそ3週間程度で成績通知を郵送してもらえます。

Q 9 私は既に55歳を過ぎており、判事の任期（10年）を全うすることができない年齢ですが、それでも判事に任官できますか？

判事に任官してから、仕事に慣れて実力を発揮するまでに必要な期間を確保するため、任官時における年齢は概ね55歳を上限としていますが、過去に59歳で任官した会員もいました。

これまでの豊富な弁護士経験を裁判官の定年（65歳）まで活かすことは大変有用なことと思われます。年齢についてはあまり厳格に考えずに応募してみてもいいかもしれません。

Q 10 任官後の給与額はどのくらいになりますか？

最高裁判所の説明では、原則として、修習同期の裁判官と同額になるということです。ただし、司法修習終了後すぐに任官した場合でも、「判事四号報」から「判事三号報」に上がる時期には人によって差があると言われており、これは弁護士任官した場合でも例外ではないようです。

各号報ごとの報酬月額は、「裁判官の報酬等に関する法律」別表に定められていますが、この他各種手当、賞与、退職金を含め、裁判官の収入は手厚く保障されています。

Q 1 1 任地の希望はどの程度容れられるものでしょうか？

これまでに弁護士任官された方々から寄せられた情報を総合すると、初任地の希望はある程度尊重されるとはいえ、定員や該当するポストいかんによっては、希望地でない高裁管内の裁判所へ配属されることもあります。

初任のポストは、弁護士としての経験年数にもよりますが、概ね、高等裁判所の陪席として配属されて合議事件を担当するか、地方裁判所民事部の陪席として配属されて合議事件等を担当する例が多く、単独にて訴訟事件を担当するのは少なくとも半年から1年後になるようです。高裁に配属されるのは、経験豊富な裁判長のもとで合議の経験を積むとともに、下級審の審理の進め方や判決書に触れることができるようにとの配慮からと思われま

す。なお、その後の転勤は、他の裁判官と同様、全国規模で異動することが多くなります。

Q 1 2 裁判官としての採用が内定した後、実際に任官するまでの間に終えておくべきことはありますか？

これまでに弁護士任官された方々を対象に実施したアンケートの集計結果によれば、任官日までに弁護士名簿登録取消し・単位弁護士会への退会届の手続をすべきことはもちろん、以下のような手続が必要であろうとの回答が寄せられています。

- ・ 単独はもちろん、他の弁護士と共同で代理人となっている事件での代理人からの辞任
- ・ 破産管財人、遺言執行者、成年後見人等の辞任
- ・ 各種審議会や委員会の委員、自治体顧問等公職からの辞任
- ・ 企業等の取締役、監査役、顧問等からの辞任
- ・ 外国における弁護士登録（たとえば米国の〇〇州弁護士）の取消し
- ・ 税務署への廃業届（個人事業主となっている場合）
- ・ 弁護士互助年金、休業共済保険等の解約（ただし任官後も継続したと回答された方も何人かいました。）
- ・ 国民年金、弁護士国民年金基金の解約

Q 1 3 全国の弁護士任官者の人数はどのくらいでしょうか？

2016年10月1日現在、52人の方が、弁護士任官された上で裁判官として執務されています。

Q 1 4 弁護士任官するに当たって、事件の引き継ぎなどについての支援はありますか？

都市型公設事務所の中には、事務所の目的に任官支援をうたっているところもあります。具体的には、弁護士任官される方が一定の期間公設事務所に移籍して、他の所属弁護士と共同で受任事件の整理をしていくことが可能です。また、日弁連は、弁護士任官される方の事件を引き継いだり、退官後に一時的に受け入れたりする「任官支援事務所」の登録制度を設けています。「任官支援事務所」の詳細については日弁連の会員専用ホームページで検索してください。

Q 1 5 弁護士任官した後、日弁連ではどのような支援をしていますか？

弁護士任官した方が、将来、裁判官を退官して再度弁護士登録をする場合、日弁連及び各单位弁護士会の入会金が免除されています。

また、所定の弁護士登録請求書を用いれば、再登録の際に付与される登録番号は、従前弁護士登録していた当時と同じものとなります。

弁護士バッジについても、任官時に日弁連へ保管を求めておけば、再登録の後はそのバッジを再び使用することができます。

弁護士任官した後も、毎月の「自由と正義」や日弁連新聞等の定期刊行紙誌が寄贈されます。

日弁連の共済関係（互助年金、団体定期保険）の継続を希望する方は、任官時に「日弁連共済継続希望届出書」（添付資料4）を提出することにより、継続加入が可能となります。

なお、弁護士国民年金基金に加入している方は、弁護士名簿登録取消しに伴って加入資格を喪失しますが、それまでに積み立てた金額に応じて、年金が支給されます。

Q 1 6 弁護士任官について分かりやすく説明している資料や、実際に弁護士任官された方々の声が紹介された資料はありますか？

日弁連では、このQ&Aのほか、弁護士任官資料集や弁護士任官した方々が出演している「弁護士任官推進ビデオ」を制作しています。これらは、各弁護士会連合会や各弁護士会に配布されていますので、弁護士会の事務局等にお問い合わせください。

さらに、「自由と正義」には、任官者のエッセイとして「弁護士任官の窓」が毎月連載されており、生き生きと活躍されている姿を知ることができます。過去の記事は、日弁連の会員専用ホームページで検索できます。

添付資料

- 資料 1 裁判官採用選考申込書
- 資料 2 司法研修所における成績の開示申出書
- 資料 3 成績通知申出書
- 資料 4 共済継続希望届

弁護士任官に関するお問い合わせ
日本弁護士連合会 法制部法制第一課
T e l : 0 3 - 3 5 8 0 - 9 9 7 8

(資料1)

裁判官採用選考申込書

ふりがな		性別		旧姓(名)	
1 氏名		<input type="checkbox"/> 男		年 月 日改姓(名)	
(期)		<input type="checkbox"/> 女			
2 生年月日					
年 月 日					
3 本籍					
4 現住所					
〒 電話番号 ()					
5 弁護士事務所の名称					
所在地					
〒 電話番号 ()					
6 裁判所法46条の規定 <input type="checkbox"/> 有					
に該当することの有無 <input type="checkbox"/> 無					
7 司法試験(第2次試験)					
合格年月日 年 月 日					
8 希望任地					
理由					
9 家 族 状 況	氏 名	年齢	続柄	職業(勤務先)	現 住 所

10 健康状態（「ある」と答えた場合には、右余白に詳しく記入すること。）	
A 現在の病気	<input type="checkbox"/> ある 病名 <input type="checkbox"/> ない
B 既往症	<input type="checkbox"/> ある 病名 <input type="checkbox"/> ない
C 身体上の障害	<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない
11 自分の性格	
長 所	

短 所	

12 得意とする法分野，担当した主な事件，著書及び論文	
13 備 考	
<p>以上のとおり相違ありません。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>氏名（自署）</p> <p style="text-align: right;">⑩</p>	

（記入上の注意）

- 1 黒インクで丁寧に記入し，該当する□にレ印を付してください。
- 2 数字は算用数字を用い，氏名は戸籍どおりに書いてください。
- 3 各項の記入欄が足りないときは，「13 備考」欄に記入してください。

(資料2)

司法研修所における成績の開示申出書

〇〇〇〇年△月△日

最高裁判所事務総局人事局長殿

弁護士〇〇〇〇〇職印
(△△弁護士会所属)

弁護士任官を希望しようと考えていますので、司法研修所における私の成績を開示されますよう申し出ます。

1 氏 名
(司法修習終了時の氏名)

2 生年月日
年 月 日生

3 司法修習を終えた年
年

4 弁護士登録番号
号

5 連絡先
法律事務所名 法律事務所
事務所所在地 〒
電話番号(事務所) ()

6 希望する開示方法

(資料3)

平成 年 月 日

成績通知申出書

最高裁判所 御中

司法修習期 現行 新 第 期
組 番

(フリガナ)

氏 名

(旧姓)

生年月日 年 月 日

住所(居所)

〒

電話番号

次の成績の通知を受けたいので、申し出ます。

修習

考試(昭和・平成 年 月受験)(希望するにチェックを付してください。)

※申出に当たっての注意事項

- 1 修習を終了していない者(考試の全科目を受験し、不合格となった者を除く。)には、この申出による成績通知は行わない。
- 2 この申出書2部(うち1部は写しで可)及び次の書類を、現在修習中の申出者は、司法研修所事務局企画第二課企画係(〒351-0194 埼玉県和光市南二丁目3番8号)に郵送し又は持参し、修習終了後の申出者は、司法研修所事務局総務課庶務係(同所)に郵送する。郵送の場合は、封筒の表に「成績通知希望」と朱書きする。

ア 本人確認書類(申出書記載の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険被保険者証、住民基本台帳カード等の写し等のほか、司法修習の終了証書の写しも可。裁判官、検察官及び弁護士は、所属庁又は日本弁護士連合会発行の身分証明書の写しでも可。司法修習生は、司法研修所長発行の身分証明書の写しでも可(持参の場合は提示でも可))

イ 返信用封筒(長さ23.5cm以内、幅12cm以内の定形サイズで、普通郵便料金相当分の切手を貼付し、希望する送付先の郵便番号及び宛先を明記する(封筒の宛先が申請人以外の場合は、封筒表面左下余白に申請人〇〇分と()で記載する。))

ウ 修習終了後に改姓等した者は、その事実が明らかとなる公文書(戸籍謄本等)の写し

(資料4)

日弁連共済継続希望届出書

日本弁護士連合会 殿

年 月 日

弁護士登録番号	
フリガナ	
氏 名	印

下記公職に就くため、弁護士登録を一時取り消しますが、共済制度につきましては以下の通り継続加入を希望致します。

継続希望の共済種類 (継続希望の共済に✓して下さい)	<input type="checkbox"/> 互助年金 <input type="checkbox"/> 団体定期保険
勤務先役職	
勤 務 地	勤務地名 : 勤務先住所 : 勤務先TEL :
勤務予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日
備 考	